

## 第12回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和6年3月8日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津 由藏 3番 杉山 幸進 4番 野坂 時夫  
5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫 7番 鳥山 良子  
8番 秋田 孝明 9番 濱谷 和恵
5. 欠席委員氏名 2番 青木 一人
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件  
  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
  
議案 第3号 非農地証明願の承認について  
  
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）  
  
議案 第5号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について  
  
議案 第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

事務局長            それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年3月1日に招集告示致しました「令和5年度 第12回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は8名で、2番 青木 一人 委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、青木委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉            (～会長あいさつ～)

事務局長            それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉            それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

9番 濱谷 和恵 委員、1番 沖津 由藏 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田        それでは1ページをお願い致します。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。

農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の23筆、面積27,683㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉        ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田        ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は2月28日(水)に、農業委員7番 鳥山委員及び農地利用最適化推進委員の秋田委員と浦須内委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。それでは2ページをお願い致します。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は3件でございます。まず番号1及び2は同一の譲受人が以前より耕作しておりましたが、所有者より〇〇の相談があったため所有権移転するものであります。

番号3については、所有者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇管理することが出来なくなるとのことから、譲受人へ〇〇し所有権移転するものであります。申請地の図面は、3ページ及び4ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉        引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 秋田        (～現地調査結果報告～)

議長 長倉        ありがとうございました。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。



議長 長倉            ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉            ありがとうございます。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田            それでは12ページをお願い致します。議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は2件でございます。番号1については、数十年前より農地として利用していませんでした。また、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇との相談がありましたが、登記地目が農地のままであるため地目変更を希望するものであります。番号2についても同じく数十年前から建物が建っており宅地として使用していたため、現況地目に合わせ地目変更を希望するものであります。申請地の図面は13ページ及び14ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉            引き続き現地調査の結果について、報告をお願い致します。

委員 秋田            (～現地調査結果報告～)

議長 長倉            ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

議長 長倉 次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは15ページをお願い致します。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件の4筆で、全て農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の貸借期間が満了したことに伴い農地中間管理機構へ切替るものであります。まず番号1-1については、〇〇〇〇〇から東へ約〇〇〇m付近に位置しております。番号1-2については、〇〇〇〇〇より南へ約〇〇〇m、1-3と1-4は〇〇地区の〇〇〇〇へと続く道沿いにあります。利用目的は畑として〇〇を作付けし、〇年間の〇〇貸借であります。申請地の図面は16ページ及び17ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。（質疑なし）質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することに決定致します。

次に議案第5号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 18ページ及び議案第5号別紙をご覧ください。議案第5号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について、ご説明致します。〇〇〇〇〇〇による基本計画に基づき実施する予定である〇〇〇〇〇〇〇〇について、〇から〇へ設備整備計画の認定申請がありました。申請の土地について、農地が含まれていたため同条第5項第2号で定められている、農地法第5条第2項の規定（農振農用地区域内農地・集团的農地）に該当するか、青森県構造政策課より意見照会がありましたので意見を決定するものであります。

事務局 秋田        それでは概要等の説明を致しますので議案第5号別紙をご覧ください。(別紙内容説明) 以上です。

議長 長倉        ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉        納得ということで他ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本計画の意見照会に対し、同法第7条第5項第2号に掲げる行為の要件に該当しない旨、回答することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第5号は該当しない旨、回答することに決定致します。

次に議案第6号 令和6年度 最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田        それでは19ページ及び議案第6号別紙をご覧ください。議案第6号 令和6年度 最適化活動の目標の設定について、ご説明致します。本議案については、毎年委員会の目標を設定し公表することが法令で義務付けられています。今回、委員会の総会へ諮り可決となれば別紙のとおり公表いたします。(別紙内容説明) 以上です。

議長 長倉        ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第12回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和6年3月8日（金）

横浜町農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印